

## 別紙 1 - 4 (第 5 条第 4 項関係)

### 介護職員初任者研修における通信の方法による研修の取扱い

#### 通信時間数について

通信による研修のほか、通学による研修もバランスよく実施するよう努めることとし、全カリキュラム130時間のうち、各科目の上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。

各科目の通信時間の上限は別表のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。

#### 別表

##### 通信学習の場合の通信時間数の上限

- 1 通信学習の総時間上限・・・40.5時間
- 2 各科目あたりの上限・・・下表による。

科目	総時間	通信時間(上限)
1 職務の理解	6時間	0時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	7.5時間
3 介護の基本	6時間	3時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9時間	7.5時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	3時間
6 老化の理解	6時間	3時間
7 認知症の理解	6時間	3時間
8 障害の理解	3時間	1.5時間
9 こころとからだのしくみと生活支援	7.5時間	1.2時間
10 振り返り	4時間	0時間
合計	130時間	40.5時間